

国が支える、大きな安心 “担い手積立年金”

農業者年金でゆとりある老後を

農家の皆さん、あなたの老後生活への備えは十分ですか？老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！平成14年に積立方式（確定拠出型）年金として再構築されました。メリットいっぱいの制度には是非ご加入ください!!

- ① 国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）で、年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。
- ② 積立方式で年金額は加入者・受給者の数に左右されない、少子高齢化時代に強い制度です。
- ③ 月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせた保険料を自由に選択できます。
- ④ 認定農業者の方には年齢により保険料の手厚い国庫補助があります。
- ⑤ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。支払われる年金にも公的年金控除が適用されます。
- ⑥ 途中で脱退しても積み立てた保険料に応じ年金が受けられ、加入者、受給者の方が80歳までに死亡された場合には、80歳までに受け取れるはずであった年金を死亡一時金として遺族の方が受給できます。
- 加入申込み・ご相談先 （独）農業者年金基金企画調整室（☎03-3502-3942）、神崎町農業委員会（☎⑦2114）、JAかとり神崎支店（☎⑦2131）

一年金だより～

国民年金保険料は口座振替が便利でお得です。



口座振替にすれば指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされ納め忘れもありません。
(原則、納付対象月の翌月末)

さらに、口座振替による1年前納、2年前納や早割（当月保険料の当月末引落）などを利用することにより保険料の割引を受けることが出来ます。手続きは、口座のある金融機関で「国民年金保険料口座振替納付申出書」に必要事項を記入して、金融機関等届出印を押印の上、お申込みください。

受け取る年金額が増える付加保険料の納付もおすすめです。

毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受け取れます。付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。

申告と納税は期限内に！

平成28年分確定申告書等の提出期限及び納付期限は次のとおりで、提出期限と納付期限は同じです。所得税等・個人消費税等の納税は口座振替が便利です。振替納税利用の場合には納付日が1月程度伸びますので資金調達に余裕ができます。

確定申告の種類	提出及び納付期限	振替納税利用の納付日
所得税及び復興特別所得税	平成29年3月15日（水）	平成29年4月20日（木）
個人消費税及び地方消費税	平成29年3月31日（金）	平成29年4月25日（火）
贈与税	平成29年3月15日（水）	利用できません。